

議案第33号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童発達支援センターの類型及びその設備、職員等の基準を定める類型を一元化し、乳児院等において自立支援計画を策定する際に乳幼児等に係る意見聴取その他の措置をとる旨を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第76条」を「第77条」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第77条―第79条）」を「第11章 削除」に改める。

第2条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第30条中「、当該乳幼児」を「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児」に改める。

第38条を次のように改める。

（自立支援計画の策定）

第38条 母子生活支援施設の長は、前条に規定する目的を達成するため、入所している個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

（業務の質の評価等）

第38条の2 母子生活支援施設における業務の質の評価等については、第31条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第37条」とあるのは、「第38条」と読み替えるものとする。

第40条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第62条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊技場

第63条第9項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第10項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第70条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を

「屋外遊技場」に、「指導」を「支援」に改める。

第71条第4項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第73条を次のように改める。

(設備の基準)

第73条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場

(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)の基準に加えて、診療所として必要な設備を設けることとする。

3 前2項に掲げるもののほか、児童発達支援センターの設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

第74条第1項各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。)」を「児童発達支援センター」に改め、同項第7号中「第8項」を「第5項」に改め、同条第2項第3号アからウまでの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、診療所として必要な職員を置かななければならない。

4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第74条第5項から第7項までを削り、同条第8項中「児童指導員」を「児童発達支援センターの児童指導員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第6項とする。

第75条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。
第76条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第76条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章の章名を次のように改める。

第11章 削除

第77条を削り、第10章中第76条の次に次の1条を加える。

(準用)

第77条 第64条第1項及び第65条の規定は、児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

第78条及び第79条を次のように改める。

第78条及び第79条 削除

第89条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第62条」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条」に改める。

第99条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第89条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「新法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第73条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第11条の規定により新法第43条に規定する児童発達支援センター

を設置しているものとみなされているものについては、新条例第74条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際、現に設置しているこの条例による改正前の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第73条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第73条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際、現に設置している旧条例第73条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第74条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。